京城新報

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可らず

明治四十四年紀元二千五百七十一年
本紙定價　▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅錢▲三ヶ月前金九十錢▲六ヶ月前金一圓八十錢▲郵税一ヶ月十五錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊（日刊）
廣告料金　▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲新報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢

發行兼編輯人　高木久馬太
印刷人　松久神一郎
京城西署西小門通（電話六六三）
發行所　京城新報社

森安博士の講演（完）

▲ペスト豫防心得▼

千九百三年に萬國會議に於て決議致しました、其内の重要な項は先づ一つの國にペストがあれば、其國から他の共約國に向つて通知をする義務があるか、そうして通知を受けた國は充分の注意をしなければならぬのである、其他亦國々に各國の豫防法があります、が、之は大同小異であります、其概略を申せすれば若しも船がペストが流行して居る地から來たなれば直ちに檢疫をして鑑斷をする、之は五日間遮斷をする夫れから旅客は隔離をする、そうして船の中は鼠を狩り盡し旅客の荷物は消毒をする、何故に五日間留め置くかと申しますると大抵ペストの潜伏期は五日間位故之れより割り出したのであります五日間立て起らなければ先づよいとする之れは海路の話でありますが陸地に起つたとすれば其豫防法は第一にペスト患者を隔離する、ペストに疑はしき症狀を現はした患者或はペスト患者を看護したもの、疑はしいものも亦嚴重に隔離して觀察すると云ふ事第二は即ち鼠を驅除する事、無論第一の隔離をする方ではペスト患者を隠蔽すると云ふ事は一番惡るい事でありまするから、そう云ふ疑ひの出來た時には醫者から直ちに監督官廳に報告をして規定の處置を請求する、それからして其の患者の汚れ物であるとか或は器具とか寢具とか云ふものは嚴重に消毒をして家屋も一定の消毒をする、そうして疑はしい患者も直ちに相當の處置をして一定期間監視し、全然さうで無いものは解除してやる又患者が死んだならば一定の法則に依て始末をする、第二驅鼠に就て無論港では倉庫等が澤山ありますから此倉庫には穀物が澤山ありますから鼠が集り易く且つ繁殖し易いから必死と鼠の驅除をやらなければいけません、之には以前より種々の工夫を運らして驅除しますが、どうも旨くいきませぬ或は化學的藥品を用ふるとか或は鼠採り器械を用ふるとか或は猫を以て驅除する事を致します或人は黴菌によつて即ち鼠に一つの病的黴菌を植て之を投じやると此黴菌が他の鼠にうつりて夫から夫へと鼠を斃す事が出來るだらうと云ふ者もあつてやりましたが之れも不成功に終つたのでございます、現に角鼠を狩ると云ふ事は尤も必要でありまする之れを爲すには相共同してやらなければ充分なる成績が擧らぬのであります、今申上たのは公衆豫防法の事でありますが次は個人の豫防法の事を御話しましよう、扨て之れは第一ペスト患者があつた時には成るべく其傍に行かぬやうに氣を附けなければなりませぬ、親とか子とかが罹りてさうしても看病をしなければならぬと云ふ場合には第一の注意は身体に傷があるか無いかと云ふ事を見て、あれば相當の處置をなして其室に這入る此時には豫防衣を着て長靴を穿き口には「レスピラトル」を掛け手には護謨の手袋を箝めチョッとでも油斷をして居ると知らず〳〵の間にやられますから油斷は大敵です、それで十八世紀の時分に大流行があつた時豫防法に大に苦しんだので一つ考へを起しました、夫れは以前疱瘡の流行つた時分に豫防として之に罹た患者の膿を取て他の者に植へたのでありますが之れと同じくペスト患者の膿を他に植へて豫防を試みたのでありますが其成績はよくありませんでした其爲めにペストに罹て死んだものがありました

●帝室と慈善事業

我聖天子が紀元節の佳辰に際し無告の窮民を救済すべき旨を宣らせ玉ひ御内帑金百五十萬圓を下し賜はりたる大御心の程承るだに畏き極みにして御詔を受けたる桂首相は經營計畫を具して伏奏する所あるべからざるを以て各大臣とも愼重審議中なることは屢々報道せる如くなるが結局　陛下御眷護の下に悲田院、施藥院ともいふ可きものを建設せらるべく同院は東京、大坂等には不充分ながら相當の設備あれば今回は寧ろ地方に厚からしく總に遠く朝鮮、臺灣、樺太等新附の地に及ぶべしと云ふ因に帝室に於かせられては常に万事の御救恤に力を盡させられ赤十字社の如き毎年一萬圓宛の御下賜金あり其他罹時天災地變疫癘老幼等の御救恤には多き時は一年百數十萬圓少なき時も一年數十萬圓を御支出相成り居れり又た帝室との因縁深き堂上華族其他勤王家の子孫、維新後の功勞者等に對し隨時御下賜金あるを思へば帝室が如何に平生御用度を節し玉ひ上下官民の區別なく所謂一視同仁斯民斯子を厚く惠ませ給ふかを恐察するに餘りあるべし

●英清共同漁業

歐洲漁業家は漁業方法發達の結果不用となりたる漁船を東洋に賣付けんと思考せる際日本に於けるトロール漁業には奬勵金を附し居るより英國にても逸早くサミュル商會を介して百五十屯乃至二百屯のトロール船三十隻を賣込まんと運動したるも農商務省にてはトロール船は百八十屯以上のものに限るとの制限を附したるを以て英國は直ちに之を上海方面の支那商人に賣込み漁業を勃興せしめ以て支那沿岸に於ける淸英共同の漁業を起さんとの計畫ありて即ち我漁業家は之に向つて注視を怠る能はざるべし

●治外法權撤去の勅令

英國政府は一月廿七日官報を以て韓國に於ける領事裁判權消滅に關し左の通り勅令を發布せり

千九百十一年一月二十三日制定英國勅令

一九〇四年ヨリ一九一〇年ニ至ル間ニ公布セル淸國及朝鮮ニ關スル諸勅令中朝鮮ニ於ケル英國皇帝陛下ノ領事裁判權ノ行使ニ關スル規定ハ朝鮮ニ於テ日本政府ノ設置シ又ハ管理スル裁判權ノ管轄ニ屬スル事件ニ付テハ日本國ガ韓國ヲ併合スル日ヨリ朝鮮ニ於テ其ノ効力ヲ失フモノトス但シ本令實施ノ日ニ於テ右諸勅令ニ依リ構成セル裁判所ニ現ニ屬スル事件ニ就テハ此ノ限ニ在ラズ

因に朝鮮に於ける各國の領事裁判權が合併に因りて當然消滅に歸すべきは其の當時帝國政府が關係各國に對し宣告したる如く國際法上當然なる事にして右の勅令にも特に合併の日より消滅すべき旨を明に規定したり尚又右に關し京城駐在總領事代理ハイドレイ氏は在鮮の一般英國臣民に對し勅令の趣旨を公布しありと

●鎭海灣工事現況

前議會の協贊を經て經費八百十六萬圓餘を投じ四十三年度より十ヶ年繼續事業として工事に着手せる鎭海灣防備工事は其後漸次進捗を告げ經理部水雷團廳舍一部は今年度中には略完成を見るに至るべく尙開鑿竣渫工事等何れも豫定の歩を進めつゝあるが更に來年度より同地に臨時海軍建築支部を設置し同工事の完成を期すると共に朝鮮海軍用地に於ける道路の改築海岸河川の改修等を圖る筈

召使れ初（一）の二

碧瑠璃園

『此方』とお力は驚き『此御酒何うしやつた喃」と悧れ聲なり。

『お父様お花見、一年一度のお樂みに私もお下物致すでござります」

お道は極めて怜悧なりき。同時に極めて温和なりき、はつきりさせし黑瞼勝の眼、朱を堅めたる如き唇、三日月形したる眉濃かに、口許の愛嬌露と爲りて滴らんばかりなり。

『此方お下物するとて、この代この代何處に得やつた喃」

『お笄と替ゆ事致したでござります」

『ほゝお笄とは」とお方は又眉を顰めて、祖母様お紀念を持ち出しやつたでは無いか」

『お笄は只一個より持ちませぬ」とお道は從和に手を突きて『お祖母様大事のお紀念、身にも替ゆぬ品なれど、お父様お樂みの料には替へて、お酒屋へ持參したでござります」

お燈明の火か右へ靡き、私願ひ御許可ござりまするなら、お御燈が左へ靡き思し召しの程お知らせ下さりませと心に念じて、閉た眼をさつと開けば、お燈明は煌々と左へ靡いたのでござります、お祖母様お許可の證據はこれで、心嬉しく例の酒屋三河屋店へ持參、主人に逢ふて委細を打ち明け、これ〳〵の事情汲まれてくれまいか、御酒は三合か五合で可し、お紀念は大切の品物、私の手許に都合出來、酒代を持參致すまで預り、一時の融通頼むと云ひたる處、思ひ掛けず引受けて、これを呉れたのでござります、私今日から賃仕事に精出し、百二百とお金貯めて、お紀念受け出し、お祖母様へ孝行を盡しまする、切角のお花見、御酒が無うてはお心も往くまいと存じますそ、私お下物お取り上げ下さりませと、沈着きたる聲、沈着きたる態度、吹き初めたる花一片、風の間に馥郁と香るが如し。

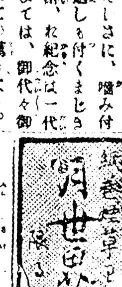
『こりや思ひ掛けぬ』と佐五右衛門は禁め難ねたる笑の中に涙を添へ、五合の酒には醉はねが此の道心に醉ふた、我子ながら行き届ひた仕方、その酒これへ、嬉しう戴く」

『さてもの〳〵外の物とは違ふて、お祖母様お紀念、櫻の花は年々咲いても、お祖母様お紀念の二個ある譯はないに、何とて人手に渡しやつたの、十四十五の身におそれた仕方、お父様に御酒さし上げる温和さ、引き替ゆ、お祖母様へ對しては此上も無い御不孝、こなたそれで女の道が立つと思やるか」

お力は餘りの腹立たしさに、噛み付く如く叱る、世に取返しも付くまじき不調法、酒は一時の醉、お紀念は一代の寶、彼のお笄を失ひては、御代々御位牌へ濟むまじと思ひての嘆きなり。

『お笄何れへ遣りやつた、御酒にお手の付かぬ中、私が行て取り替ゆ參る、何日もの酒屋か、それとも外か」

『お母様、御心配遊ばすには及びませぬと、お道は徐に顏を擡げて、私、お祖母様御位牌へ御願ひ申して、暫時の間拜借した事でござります、お父様お花見に私の眞心參らせたう、お笄を拜借致します、お聽き入れ遊ばさずは



『お笄の情斷ませられるでござりまするか」とお力も早や涙になりて『これにはお祖母様お慈悲も籠らせてござります」

『この笄を名殘にして、一代盃を手に持たぬ、此まで酒の爲めに苦勞掛け、酒の爲めに失敗して、後悔の臍噛みながら猶思ひ斷ちかねた酒、今日を限りに斷然斷つ、これへ持てと、佐五右衛門は慨然たり。



京城新報

小學教員功勞表彰
併合前に於ける

聞く朝鮮教育會は十四日第一回評議員會を開き、併合前に於ける教育功勞者を表彰する件及之に關する表彰規程設定の件を可決せりと、思ふに表彰の方法及其程度如何は之を問ふを要せず、唯だ其可決の頗る機宜に適し、大に余輩の意を得たるを喜ぶ。

熟々考ふるに、世間各種の職業中何れか難事ならざるはなく、而かも就中最も至難と稱せられ、且つ報酬の之に伴はざるものを小學教員とす、奚んぞ圖らん世人は小學教員の物質的生活の低きを見往々彼等を輕視するの風あるは思はざるも亦甚しと云ふべし、嗚呼自己の愛兒を托し人類生存上必須の教育を乞ひ、更に家庭の及ばざる德育品性の修養を會得せしむる貴重なる教職者に對し斯かる感念を有すとせば其不埒なる豈一籌に値せずや、普佛戰爭の名將モルトケ將軍は、其勝敗の原因を小學教育の完否に歸し、曰く普國の戰勝は小學教育の佛國に優されるが爲めなり則ち小學教育に於て彼の我に劣れるは吾をして斯く戰勝の光榮を擔はしめたる所以なりと、近く之を三十七八年戰役に見るに、帝國が彼の北歐の强大國と戰を交へ、遂に這般の戰勝を博せしは、則ち小學教育の遙かに彼に優されるものありしに因らずんばあらず、如斯小學教育は國家社會の存立上偉大の關係あるものにして、若し不幸にして之が普及を怠るあらば、如何に他に專門高尚の教育を進むるも、畢竟不具的國家を成し、到底今日の大を望む能はざるなり、此大切至要の機關に從事するものは小學教員なるに、[illegible]

[illegible]實に左の如し

年別	校數	生徒數	職員數
三十九年	三五	[illegible]	[illegible]
四十年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四十一年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四十二年	[illegible]	[illegible]	[illegible]
四十三年	〇七	一四、六一七	三九五

則ち今移住民に對し約一割の就學兒童を見つゝあるが如き、如何に其成績の良好なるかを推知し得べく、又正さに殖民史上特筆大書の價値あり、然れども草創の際經費の之に伴ふ能はず、極めて不完全の下に斯かる好成績を收め更に其生徒に對する教員數を見んか、教員一人を以て三十七人の兒童を教育し、內地に在ては容易に求むべからざる比例の下に業に從ひ居りし彼等の功業決して沒すべからざるなり、素より俸給を得、又教員として爲すべきを爲せるのみに過ぎざるも、能く其窮乏に堪へ獻身的に之に從事せる事此の如きを見ば、豈に誰か滿腔の同情を寄せざるを得んや。

以上述ぶる如く小學教育は、國家存立上至大の關係あるのみならず、任に之に膺る教員は所謂第二の國民を養成する重要の職務なるが、朝鮮に在ては更に一層重大の關係あり、他なし移民獎勵の重要機關たる事是なり、則ち渡來の人々が如何に永久的移住を希望するも、其子弟を托すべき教育機關なきに於ては、到底之が目的を遂する能はざるべし、思ふに朝鮮に於ける吾が移住民の年々增加せしは、一方此教育設備の比較的充實せし結果に基く、而して斯の如く過去に盡瘁せし小學教員に對し、未だ何等功勞表彰の實行なかりしは實に怪訝に耐へず、聞く內地に在ては文部省及帝國教育會主として小學教員の功勞表彰に力めつゝありと、然れば吾が朝鮮在留の小學教員に對しても適かに之が實行を計るを以て可とす。我總督府が如上小學教員の功勞者に對し特に表彰の途を講ずべきは素より當然とす此際我朝鮮教育會が今に於て進[illegible]行の衝に當らんとする所以にして亦双手を[illegible]ところならずんば非ず[illegible]會は其評議員會に於[illegible]教職者の美を濟すことに[illegible]ころを一日も早く實行[illegible]教員に向かつて其數[illegible]べき所以を示めされん[illegible]が表彰規程に就ては余[illegible]るが、苟くも詮衡の公平に愼重に實行せられん事を切望す。

英國上下の滿足
東京電報（十七日）

乃木、東郷兩大將、戶田式部長官等は名代東伏見宮同妃兩殿下隨員として來る四月十二日[illegible]加茂丸にて渡英する旨[illegible]ドナルド氏より英京に電報したるに英國上下擧つて大滿足の[illegible]節に電報ありたり

衆議院本會議
十六日

衆議院本會議は[illegible]遣氏登壇し、[illegible]の正當とせら[illegible]無視せるもの[illegible]べきものある[illegible]又文部大臣を[illegible]の要領も得ざ[illegible]詰問したるに[illegible]せられ茲に本[illegible]と信ずべきを[illegible]ものなり同時[illegible]るものにあら[illegible]り、斯くて喧[illegible]を許可し夫れより日程に入り官吏恩給法中改正案外二件（臺灣官吏恩給授與）は委員附托、輸出菓子新藁原料關稅法中改正案外二件は原案の通り可決議員法中改正案外七件の議員提出法律案は何れも委員に附托、次に未成年者飲酒取締法案は委員長の報告あり鈴木天眼氏反對說を述べ提出者根本正氏の反駁あり、佐々木藏古王氏反對し、提出者を「子モセウ」と呼びしより、政友派大に怒り失言を取消さしめて、同案を可決し五時五十分散會せり

第二報

[illegible]民黨の彈劾的上奏文を附議し明十八日の本會議に提出する運びなり提出理由說明は院內總理犬養毅氏是れが任に當るべき筈なるも同氏の病氣依然全快せざるに於ては河野廣中氏代つて演說すべし

織物業者渡鮮

東京織物問屋同業組合員は三週間の豫定にて五月上旬朝鮮視察の途に就くべし

二法律案提出

政府は左の法律案を衆議院に提出したり

一、朝鮮總督府鐵道及、通信官署に於て取扱ふべき現金出納に關する法律案

二、會計檢查院法中改正法律案

會社損害賠償

京橋區築地明石町、代議士山本悌次郎氏は隣家なる帝國冷藏株式會社の工場に於て十五日夜機械運轉の爲め非常なる震動と音響とを居宅に及ぼし家族の安眠は勿論、地盤を軟弱ならしめ家屋の保存期を短縮せしむるのとなし今回五千圓の損害賠償及び將來居宅に音響と震動とを及ぼさゞる程度に其工場を改築すべしとの訴訟を東京地方裁判所に提起し、來る二十四日口頭辯論ある答、若し被告會社の敗訴とならんには之れ工業會社にとりて由々しき波瀾を激起すべく各工業會社にては多大の注意を拂ひつゝあり

工場法案委員會

工場法案委員會は十六日午前開會大浦農相柳澤鑛務局長より詳細なる說明ありたり

國民黨の彈劾案

國民黨にては午前十時より本部に於て例の大逆事件に教科書中南北朝正閏問題に關する特別委員會を開き稿本

●定例長官會議

十七日午前十一時より總督府に定例長官會議を開き山縣政務總監、倉富司法部長官、[illegible]俵土地調查局[illegible]局長官代理、岡本遞信局長[illegible]明石警務總長、小松外事局長等列席政務に關して打合せする處ありたり

●山林法案の廻附

客年來農商工部に於て起稿立案中なりし朝鮮總督府に施行すべき山林法改正案は此の程全部脫稿したるにより總督府に廻附したりと

●未申告 漁業者と當局

漁業法第十條の適用を受くべきものにして現に漁業に從事し居るにも係らず申告を怠り無鑑札の儘にて私かに漁業を爲すもの近來多數なる由なるが斯くの如きは同法の禁ずる處にして甚だ不都合の次第なれば能く漁民をして立法の主旨を周知せしめ未申告者に對しては速かに相當の手續をなし右鑑札を受けしむる樣注意を加ふべき旨夫れ〱地方に對して其筋より通牒を發したりと

●密漁者の取締

朝鮮近海に於ける爆發物使用の漁業は箇理事廳令を以て禁止されたるにも係はらず往々ダイナマイト其他の爆發物を使用して漁業に從事するものあるを以て向後は一步も假借すること無く嚴重に處分すべし

●拂込公債に就て

漢城銀行は制令に依り同行增資株拂込には恩賜公債を代用し得べく定められ既に新株二百四十萬圓の四分の一に對する六十萬圓は是に提供せられ居れり然るに一方該公債の賣買讓渡は之が制禁の原則ある爲め不便尠からず依て同行專務取締役韓相龍氏は何とかして適宜の活路を開かんと腐心し其向に對し頻りに運動を開始し居れり而して度支部に於ては未だ之に關し何等の協議も爲さゞる由なるが結局拂込公債に限り無記名とし自由に賣買し得せしむるか我は中央銀行に保護預を爲し以て其資金を融通せしむるかの二途に出づべしと

●朝鮮公債利息

朝鮮に於ける從來の公債に對する利息は隨分高利のものあり未だ整理能はさ[illegible]

[illegible]るものなるが來年度に於て豫算に計上せる公債利息の任拂ふべき總高金は百七十三萬三千四百九十七圓なりと

●韓銀救濟方法

所報の如く貨幣整理資金會計は四十四年度より大藏省所管に移され其結果現在韓國銀行より政府に貸越となれる七百餘萬圓は三月末日現計を以て一時に償還さるべく而して右貸越額に對する金利は年六分なるを以て韓國銀行は之が爲めに約四十二萬餘圓の利益を失ふに至り目下の同行に於ては損益計算上由々敷大事なればとて度支部當局者は此埋合せとして他に代るべき適當の方法を考案中なりと云ふ

●惡疫と經濟界影響

南北滿洲に於けるペスト流行の慘狀は延いて一般經濟界にも甚大の影響を及ぼせる如くなるが今鴨綠江沿岸地方の狀況を聞くに該方面に對する吾が總督府の防疫設備は頗る嚴密を極め其結果滿洲との經濟的交通殆んど杜絕の有樣に在れば固より多少の影響は免れざるべく而して度支部にては同地方面の官憲に令し詳細調查すべく達する處あり然れども今に何等の報告に接せざれば思ふに豫期せし程の惡影響なからんかと云ふ

●金融組合の增設

元韓政府時代より開設せし地方金融組合は絕を先進國殖民地政策の長所に執りしものにして現在百三十箇所の多きを算せるが多年疲弊せる地方農民に多少の便宜を與へ其成績稍見る可きものあり而して此政策は總督府に於ても依然繼承の必要を認め四十四年度に於ては尙ほ三十箇所を增設すべく三十萬圓の豫算を計上しある由

●鎭南浦府徵稅成績

鎭南浦府廳にては四十四年度第一期地稅五千百二十三圓六錢は客月十九日調定し各面へ通達したるが本月十四日まで僅か一ケ月間も要せずして三千六百八十七圓四十五錢の收納額を現はし未納額千四百三十六圓六十一錢の少額となりたり之れ實に空前の好成績なりと云ふ

●北里博士入京期

目下滿洲に於けるペスト流行地を巡視中なる北里醫學博士は旅順大連奉天の視察を經へて來る二十三日夜新義州より入京し二十四日滯留二十五日午前京城出發歸東する豫定なり因に京城の防疫本部より目下新義州へ出張中なる高橋軍醫正は明石總長代理として奉天迄で出迎せしむべしと云ふ

●宇佐川總裁歸京

東上中なりし宇佐川東拓總裁は十七日午後八時十

[illegible]分南大門驛着列車にて歸京す

●俵副總裁歸任

十六日歸任

●師團長會議期日

本年の全國師團長會議は初め三月六日より十日間の豫定なりしが爾後東京電報は三月一日と決定せる旨報じたるも聞く處によれば來る三月五日より向ふ十日間召集するに決定し陸軍大臣より夫れ〱各師團長に對して令狀を發したりと

●松永師團長東上期

第二師團長松永正敏男は是れに列席せん爲め岩井高級副官を隨へ來る二十日午前九時七分龍山發列車にて東上の途に上るべしと

●師團參謀長歸任

黃海道守備地視察の爲め出張中なりし第二師團參謀長市川堅太郎氏は十七日歸任すべし

京城府の將來
區長と區會

京城府の將來に就ては其筋に於ても目下詮議中に屬する次第なるが頃者官邊に於て有力なる說として傳へらるゝところに因れば府の下級行政區を區分して五區とし各區に區長を置き區內の行政事務に當らしめ同時に區長の諮問機關とも見るべき區會を置き而して府全體の行政には府尹を以て當らしむるものなりと云ふ因に若し本案にして實行せられんか無論民團は解体せられ日鮮人は混治せらるゝことゝなるべしと云ふ

●第二回京城民會

京城民團にては目下來年度の豫算案編成中なるが昨年七月京龍兩民團の合併せらるゝに當り兩民團の豫算及稅則は其儘襲蹈したるを以て四十四年度の豫算を編成するに當りては京龍の稅目、稅率を均一にせざる可からざるを以て豫算會議を開く前に豫め稅目、稅率の改正を行ふ要あるに依り來る二十三日午後一時より民會を開きて稅則の改正を審議すべしと云ふ

●民團立學校敷地

京城民團に於て來年度に增設新築すべき小學校二校の敷地に關しては適當の地點なしと其買收費の二件に付き大に苦心中のところ噂によれば京城、龍山の二ケ所に適切の敷地三千餘坪を既に選定し是れを無償にて民團へ下附するやに聞く

●古城區長の引籠　十六日より微恙の爲め引籠加療中なりと云ふ

●司法部の優學會　既報の如く十八日午後一時より司法部樓上に開催すべき優學會に付會員外のものと雖も同會員の紹介により隨意に入場聽講するを得

●新半島（第七卷の二）

西川氏の經營に移りて僅かに二號なるも氏が奮鬪の跡歷々として認せられ体裁內容共に倍々充實せるを見る大隈伯の「朝鮮の開發は[illegible]ねばならぬ」を始め中島田博士及專門名家の寄稿多く一讀を[illegible]の趣味あり（發行所同社定價二十五錢）

●常平戶講入懇親會　在京、仁川、龍山の常平戶講入は來る十九日（日曜日）午後六時より花月樓に懇親會を催[illegible]

●憲兵補助員試驗　龍山憲兵分隊に於て十八日午後憲兵補助員採用試驗を施行す志願者は十七名なり

●採木公司と民業

採木公司は去る四十一年日淸兩國の合辦事業として成立せしものにして該條約には公司の事業發展したる時は適當の時期に於て之を民業に移すことを規定しあるのみならず兩國共に之を民業に移すは當初よりの希望なるも創業日尙淺く未だ事務の統一設備等を缺ける點少からず且つ利益の點に付ても現今世間に傳へられつゝあるが如く甚しからずと雖ども又以て好成績を收めつゝありとはいふべからざる現狀なるが故に遽に之を民業に移すは不可能なるも兩國共に當初よりの希望なれば可及的迅速に諸般の設備を整へ適當の時期に於て之を民業に移さんことに努めつゝありと當局は語れり

●安東銀行認可申請

安東居留民會にては去る十二日銀行發起人會を開催せるが當日議決せられたる條項は十三日夜其草稿を終へ近く領事に認可を申請する都合なるが今其內容の重なるものを見るに、

一、綱則　同銀行を株式會社安東銀行と命名し存立期限を設立の日より滿二十個年と定め株式總數は三千株一株五十圓とし第一回拂込を其四分の一と爲す

二、役員　取締役三名監査役二名を置き任期を二ケ年とし五十株以上の株主より選擧す

三、營業　營業の科目は（一）手形割引（二）貸附金（三）當座預金（四）爲替及び荷爲替とし又以下の業務をも營業する事あり即ち（一）有價證券地金銀の賣買及び兩替（二）金銀貨幣貴金屬及諸證券の保管預り並に代金取立（三）手形及び諸證券の保證（四）倉庫業（五）各種保險の代辨然るに別に左に揭ぐるものに對しては之を所有し又之を買取り或は之れを質物とする事あり（一）營業上必要なる地所家屋什器（二）債務辨濟の爲め引渡を受けたる動產及び不動產（三）質又は抵當にして裁判上其他の事故により質物となりたる動產及不動產　而して以上揭げたる營業科目及業務科目の多くは已に貯蓄會にて實行しつゝあるものにして銀行に變更したる爲め新に開始するものに至つては極めて稀れなり只だ爲替業のみは當分[illegible]に任せ應ずる事とし銀行より進んで勸誘は爲さゞる筈なりと云ふ

▲治外法權▼

寺內總督が病氣だ總督併合以來公職の爲めに寢食を忘る其[illegible]き事如何に鐵石の如きも時として病むことなくして堪はんやだ、只願ふ一日も早く平癒せられんことを▲併合後元宮內府の役人で今は李王職たる役人の面々が第一番に減俸になつた減俸可なり、而かも此等や早晚續々總督府各役人にも及ばん▲統監府の出來始め乃ち明治三十九年には今から見ると物價が三割方高くあつた、此高い物價を標準に定められた官吏の在勤俸が今以てあまり變らぬとは李王職を除いた他の役人は萬歲な事だ▲統監府設置以來文官連中には不正な事はせずとも可成貯金をしたものがあるのだ、夫れも其筈者物は要らず、家賃はロハ▲併し夫れは文官連の事で軍人の方は文官に比して其割の惡るさこそ夥しいばかりだ見よ軍人にして上は大久保司令官より下將卒に到るまで一人として貯金の出來た者があるか、嗚呼文官と軍人其俸給の不權衡は僅かに一考に値せりだ▲各山本願寺の[illegible]坊主共が有罪になつた、坊主にして斯る大罪を犯す、之れは本願寺派の特色であるのだ、故に記者は本願寺を嫌ひだと云ふのだ▲今より思へば滑稽ながら一時或向に於ては本願寺をして鮮人の教化を受負はしめんとの說があつた、尤も其後に於て右が沙汰止みとなつたのは輿論が許さなかつたためだ▲高橋辯護士曾て經濟協會に於て辯じて曰く朝鮮の開發を誤る者は蓋し夫れ觀光團の徒と、言や實に味ふべしだ▲一時火の消えた樣であつた花柳界が此頃ソロ〱賑いだしたようだ、喉元すぐれば熱を忘るとの古諺を欺かすか、

▲京城手形交換高▼

二月	金高	枚數
十七日	六四、一一五、四二	三六三

▲京龍兩驛の貨客▼

▲南大門驛乘降客　十六日の分
乘車客　四七七　下車客　六四七
乘車賃金　一〇一三、一三

▲南大門驛荷扱高　十六日の分
發送　一五三噸　到着　二六六噸
貨物賃金　一二一〇、六二

▲龍山驛乘降客　十六日の分
乘車客　一八七　下車客　一五四
乘車賃金　一五八、八二

▲龍山驛荷扱高　十六日の分
發送　三五噸　到着　三七四噸
貨物賃金　一九六、五七

▲仁川港の出入船舶▼

▲神代丸　十八日大阪より入港
▲酒田丸　同大阪より入港

公人　私人

△西村銀太郎（辯護士）入京中の處[illegible]へ向ふ
△丸山虎之助（大每公州通信員）同上十六日公州へ向出發

約束時間の勵行

△京城人士間の弊風

京城の人となりてからまだ歳月を經ざる我には、京城を兎や角評する能力はないが、さりとて沈默は、却つて京城に對し不親切と思ひ、追々我が眼に映じた弊風を、臆面なくさらけだして、其改良を計らうと思ふ。勿論之は我の分には過ぎたことだが、これも京城を思ふ心の切なる結果と、思ふて聽いて頂きたいのである。

時是金なりとは古來の金言、又約束の重んずべきことは、苟も足を小學校の門に入れたもの〻、先つ初學年に於て修身敎材で、懇々師から說かれることで、今更事新しくいふの要はない、夫れ京城は總督府を以て立ち、總督府は謹嚴犯すべからざる寺内將軍が之を統べられる、故に其施政が、時には武に偏するなど〻の評さへある位だ、而して此京城に於て、官界の會合は勿論、時を以て唯一の資本武器とすべき實業界の會合に於てさへ、常に其の約束時間を守らず、所定の人員の集まるのを待つために、徒に時を移すこと、大槪皆然りであるのは、甚だ不思議ではないか、內地に於ても數年前は、まだ此弊風が、隨分各所に行はれたが、追々公德の發達と共に、漸次改善され、東都の如きは、近來殊に時間勵行を重んずるやうになつた、此約束時間の重ぜられない中は、開會の遲れるのを豫期して、多忙な人は態と或る時間を後らし、左もない人でもまだ早いといふやうな譯で、益此弊風を助長するやうになる計りである、此時間勵行の不規律なのは、獨り多數會合の場合計りでなく、京城に於ける一個人間の約束の場合でも、亦同樣ではないかと思はれる、時の貴重と、約束の重んずべきを、解せない人との間ならばいざ知らず、苟も之を解する人々の間で、此弊風を默過するのは、どうしても其意が解せられぬではないか、此弊風から來す損失や、之が爲めに迷惑を蒙る人々の立場を察して、自今は是非此弊風を除却すること、注意されるやう、我は切に堪へないのである(ものヒ投)

活動寫眞 (前南子)

十七日 朝の南大門驛

木覓山頂、朝日溶々として明け放れ、市場の賣聲四邊に徹し、世はまた血と汗との戰鬪を見るべき生存競爭の幕は開いた、飢ゆる犬は吠へ、飴を振る豆腐屋は走る、朔風肌を刺して頸元縮めて蒼白い女も通る、

崇禮門は儼として天表に立つ、曲線の街、高低の家、古く穢く生氣が乏しい、**旅館**の店頭**大提灯**の風に搖ぐさま、大阪式を發揮して遠慮ない。停車場はすつくりと朝日を浴びて靜寂だ、驛館の傍、手を出し足を出し呑れ近つかんと焦心する人を笑つて背後に立ち、遠く喫茶店の臺上、蜜柑、黄に冴ゆる色をば賞でた、

消國長春 北大街藤田與三郎行 京城本町一丁目 **山岸天佑堂** 出の木箱口、時節柄目に着く、肥前長崎秋田さく、鹿兒島縣加藤よし、廣島縣西新町杵築樂勘吉等の行李は棚上に積まれて、支那人や朝鮮人の手荷物が散亂する、

伊達の色眼鏡に黒縮緬の羽織、一花は紅、柳は綠、すらりと高き銀杏返しの**一美人** 送らる〻人こそ果報者誰れをや送る、名を逸するは筆者の德義である、

午前九時、ベルは高く寒き構內に響き亘つて釜山行の列車は放れて、同九時十分、新義州行列車も晴る〻空に黑烟を投げて過ぎた、

梅に月かゝる淡雪 △稍る思ひ解けし春の夜

淡々たる鴨綠の大江、氷塊重疊として對岸、元寶山嶺、殘月一痕、之れを仰ぐ旅客の威や如何に。

雪はちら〱と降り頻る十四日龍山驛には仁川發の列車が着いて午前十一時四十分を示した淋しき構內は若干の客が靜かに去つた中に一際目立つ二十五六才の仇な島田髷、紺縮緬の被布も艶めく其の姿に驛夫の注目は早くも例の **仁川の妖婦**よな、今日は日本館に入りて誰れをや生捕るらんと疑り(の)頭痛を病氣に病むも笑止である美形の姿はさても不思議や戀て時辰の一時過新幕よりの列車が着くと同時により以上の**盛裝**を凝し忽然として顯はれた折りしも一人の**洋服男**は美形の出迎へにいざや相好を崩して握手一番揚々として**日本館**に見へずつた、劉盤影暗、雪は後庭に滿つるの時六曲屏裡贅澤の夢や何處を迎つらむ、三千世界の鴉を殺 主、朝寢がして見たい、三尺の童子笑つて之れを歌ふ朝ぼらけ後朝の亂れ髪を寒風に晒して主と手に手を龍山の驛の人目をそつと避けて二人は仁川行の列車に投じて無粹の驛夫に垂涎三尺たらしめた浪靜かに江華の山綠りなる畔、互ひに睦びさゝめ言は天にあつては比翼の鳥地にあつては連理の枝あゝ此夢長へに變らざれよ、併し制服の身は長く柔膝の枕を許さず十六日の朝まだき惜しき別離の片袖に堅く再會を約して踊つた、男は即ち新幕驛電信掛雇棚橋勝次、さても女は……

笹浪と大鞄大盡

▽競爭に負けた衞藤が爭

新町遊廓は大桝屋の笹浪と云へば知つてる人は知つてる女郎なるが四十二年十月中揃出し以來色白の愛嬌たつぷりが寶物となつて相當繁娼な仕つて居るされば馴染の客の數も又勿々に多い中にも本町一丁目の衞藤某とは切つても切れぬ交情となつて居たのなるが夫れとは知らぬ大鞄大盡と仇名ある**李王家の御用達**にて若草町に住へる長島行吉と云ふ妻も子もある無分別男或る夜のこと笹浪を敵妓に嬪興せしに馬鹿に氣に入り五日餘りも流連せし以來一日も缺かさず御精勤に夫れと知つた**衞藤**某も負けぬ氣になつての**競爭**となつたが何分一方は代言人一方は御用商人と云ふのだから相撲にならず閣扇は行吉君の方へ揚り相なるも肝腎な笹浪の思召は衞藤の方にあるので行吉君氣が氣でなく斯くては折角相撲に勝つても勝負に負けては何にもならずと思案の末將を獲んと欲せば先づ其の馬を射よの格言に思ひ當り慾に目のなき**仲居のお政**に金轡を喰ませ更に一方笹浪には望みに任せて玉振時計に金指輪其の他何んでも買ひ與へ小使錢迄心付けると云ふ懷柔策を取ることに方針を變へたるに其の思惑圖星に當りて笹浪も人情として大切に取り扱ふ如くなり行く一方衞藤の缺點を誰れやら**刑事に密告**したるものありて其の筋へ拘引せらる〻に至りて全く行吉君の勝利とはなりたるが行吉君斯くても猶は安心ならずツウ云ふ內にも又何處から何んな大敵が現はれ出でんとも限らねばと目下**落籍準備中**なりと云ふが每月百五六十圓宛もの遊興費を捨てるよりは其の方が却つて得用なるべし とは云へ夫れと衞藤が聞いたなら幾念の眼を剝て御用商人にならなかつた事を口惜しがることとなるべし

●刑事の名譽

北部警察署の刑事商井勇三氏は○○犯の李範益及詐欺取財犯の辯護士李冕宇等の犯跡搜索するに當り多大の功勞ありしを以て此程京城地方裁判所の松寺檢事正より金十圓を賞與せられたり

●謀殺嫌疑者

長崎縣長崎市中馬込町三百三十七番地皮細工職村上政五郎(三一)は一定の住所職業なく諸所を徘徊せる爲擧動不審にて南部署に引致され浮浪罪拘留十日に處せられたるが他に竊盜并に鎭南浦に於て或る者を謀殺したる嫌疑にて長野岸兩刑事の手にて搜索中なりと

●各署の鼠買上數

十六日各署捕鼠買上數西大門分署三三七南部署二三五東大門分署二三二北部署一六七水門洞分署一三九銅峴分署一三五龍山憲兵分隊一〇一同警察署三二四

●仁川鼠買上高 十六日百卅五頭金四圓〇五錢なり

●喰逃橫領の共犯 原籍愛知縣豐橋市大字瓦町當時京城南山町二丁目一二三番戶酒小賣商中根二郎(二八)は昨日記載したる喰逃橫領の犯人森雄萬一と共謀したる惡事發覺し龍山憲兵分隊の取調を受け詐欺取財及橫領罪として檢事局に送られたり

●毆打致死 京元線鐵道工夫李淳祚(二六)河一龍(三〇)の二名は龍山停車場工事に從事中工事上の事より喧嘩を初め互に毆り合ひ河一龍は李淳祚の爲め毆打され病氣となり十六日死亡せしより李淳祚は毆打致死罪として銅峴分署に引致され目下取調中

●犬に咬まる 仁川京町二丁目八十六番地阪口忠明の母みの(五九)は一昨十六日同町八十三番地岸川勇吉の畜犬に咬傷せられ直ちに小倉病院にて應急手當をなし畜犬は矢野獸醫の診察の結果狂犬にあらずと判明せり

●仁川のボヤ 十六日午後二時仁川京町二丁目居住淸國人劉安政方ストーブの煙筒より發火し屋根に延燒したるを隣家の沖田よしが發見し大騷ぎをなし直ちに消し止む

●出來心 福島縣磐城國磐城郡赤井村大字鎌田六十五番地當時南大門外居住荻野馬吉(二三)は明治二十七八年戰役の功に因り勳八等白色桐葉章及一時金を下賜せられ四十一年三月十五日憲兵上等兵に轉職同時に朝鮮駐劄となり四十三年三月滿期同年八月總督府巡査拜命中頭警察署へ勤務中職務解怠に因り同十月免職となり同時に當京城に來り知人の內に食客となり居りし處小使錢に不自由を生じ一時の出來心よりして第二憲兵分隊六號七號官舍に於て靴各一足宛竊取、檢事局に送られしが京城區裁判所に於て審理の末懲役六ヶ月に處せられ執行猶豫三ヶ年の恩典を受く

●打賭 日の出町長末組人力車夫金永錫韓貴善の二名は同町駐車場に於て十六日午後十時頃花札を以て賭博を爲し南部署に檢擧され笞刑五十に處せらる

●淨土宗靑年會 明治町一丁目開敎院に於て十八日午後七時より第廿五回講演會あり久家開敎使の「信仰談」及び會友の「思想の移動」說敎ある由

●五雲會例會 十九日午前十時より大和町三丁目梅の家に於て素謠例會開催の由番組は左の如し

海人(齋藤氏) 大臣(加納氏細山氏) 船辨慶(三浦氏、田中氏) 弱法師(毛利氏) 高木氏、宮麻(有賀氏、ツ波多江氏、野村氏) 鞍馬天狗(兒島氏、松本氏、中西氏、松田氏) 安宅(判新島氏、ツ安西氏、水口氏、ツ小杉氏) 羅生門(觀光境氏、保昌藤川氏、秋山氏)

●れ炎 龍山桃山遊廓桃山樓娼妓小三事島うた(二〇)同桃吉事入澤のぶ(二五)の兩人は十五日午後十時頃榮町龍山座にて素人劇を裝ひ觀劇の最中警官に認められ外出認可證を所持せざる廉にて龍山警察署に取調られ各科料に處せられたり

●絃吟會例會を延期す

●桃山のはな 春もや〻景氣調よく月と梅罷りつん出たるは源氏名もやさしき花奴、本籍橫濱市本牧町二七七〇番地高橋アキ(二一)と申し龍山桃山遊廓人船樓に第二種藝妓の免許を得て身を沈めた前借金は五百圓而して他の一人は花も恥らう十九歲山口縣大津郡日置村大字日置五一八八番地早川ヨシと名乘つて同じ廓玉川樓より黑染と名乘つて同じく御披露に及んだ前借金は三百圓なり

●演藝だより

●京城座 引續き大入好評の兄弟義團十八日の藝題は大方贔屓の御希望に依り『己が罪』の通しにて何子役々々にして特に內地より當八才の小池君男を迎へ櫻戶正廣に扮する由にて重なる配役は箕輪傳藏(岩村) 團根(堀江) 塚口憲三(吉井) 和田みの(塚本) れ作(松澤) 和田浪七(藤澤) 櫻戶子爵(小泉) 野崎うた(江見) 玉太郎(糸枝) 正廣(君男)

●浪花館 好人氣なる大阪女義太夫越之助一座十八日の語り物は左の如くにして何れも木戶錢は二十錢均一なり

御祝儀寶入舟(入登) 朝顏日記(濱助) 忠臣藏三段目(越濱) 太功記十段目(若大) れ染久松野崎村(土佐濱) 攝州合邦が辻(廣八) 忠臣藏六段目(高助) 三勝半七酒屋の段(越子) 矢口の渡四段目(越の助) 七福神寶入船(掛合) 三味線鶴澤大三竹本三越

▲平民文庫▼

▲家族無人に付き新築の二階れ貸し申します電話も風呂もあります但し極く確實なる學士連中に限る御望みの御方は雷棚まで(旭町二丁目女)▲東大門淸涼里間沿道にて畓畑一二反歩永年借用し度し荒蕪地にても差支なし目的は開墾(姓名在社)▲何だと民團議員の元老がどうしたと、ヘン元老が聞いてあきれるよ全體元老なんて誰が付けた名だい自稱かい、夫れとも老忘の異名かい、押しの强いのにもあきれるよ、京城の市政を高利貸や、詐欺師や賭博連、僞造師に任してたまるかい、今度の選擧にもマダ〱五六枚不服なのが有るよ大の選擧には蹴落して遣るべいよ(熊)▲龍山桃山樓の壽は櫻座に興行中の九州方面で馬の足をして居た靜馬某に現を拔かし五度も身上りとやらで親方から目玉頂戴ソコで燒糞になり十日も店にも出ない閉籠りてツク〲世の無情とやらを感じて居たらしかつたが亦も龍山に興行中の大阪役者の馬の足に參り込んでドウやら、でもマー寄つたもんですね(楕落生)▲失禮ながら糞尿を汲み取りに來る人夫は汲み取り口の戶も閉ぢず投棄して行きますが實に困ります警察署の御係り樣御注意を願ひます(若草町住人)▲大和町一丁目大和亭の主人よ餘りた客機を虐待して金を絞り揚げると直ぐ顎の下が乾上りますよ商賣大事と勉强しなさい(コリタ者)▲人の名義を借るには及ばぬ亦四十過ぎての血痲なれば酒と女を止し給へ署長耳が大事(親切生)